

皆さんの  
意見を反映する

パブリック  
コメント

## 市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次の素案を公表します。皆さまのご意見をお寄せください。

### 意見募集する 素案など



#### 1 名寄市債権管理条例(素案)

##### ◆計画案の概要など

市では、根拠法令の異なる債権ごとに、収納率の向上や収入未済額の圧縮に努めていますが、所在不明や破産などの理由で、滞納として残るものがあります。このような事実上回収の見込みのない債権を限定的に放棄する規定を条例に設けることで、他の回収の見込みがある債権の管理に重点を置いていくことを検討してきました。本条例の制定により、債権管理に必要な手続きや基準を定め、適正な債権管理を行うことで、市民負担の公平性の確保を図ります。

##### ◆担当

総務部総務課(法制・訟務担当)

☎01654③2111

(内線3300)

#### 2 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)

##### ◆計画案の概要など

国では「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の推進期間が最終年度であるため、第2期に向けた新たな視点や次年度における各分野の主要な取り組みを示すなど、新たな総合戦略策定を進めています。

##### ◆計画案の概要など

市では、名寄市総合計画(第2次)中期基本計画策定の際に、「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」のKPIの見直しや計画期間の延長(2023年3月まで)など行っていますが、地方創生の取り組みを推進し、将来にわたって自律的で持続的な地域社会を創生するため、国が示す新たな視点やキーワードを盛り込んだ「名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

##### ◆担当

総合政策部総合政策課総合政策係

☎01654③2111

(内線3306)

#### 3 第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画(素案)

##### ◆計画案の概要など

市では、子ども・子育て支援法に基づき「第1期名寄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し子育て支援に係る施策を進めてきました。本計画は、第1期計画をもとに、

子どもの貧困対策や児童虐待防止などの社会情勢や保育需要の拡大などのニーズ変化を施策に反映させ、子どもの権利条約の基本原則である「子どもの最善の利益」が実現される地域社会を目指すために令和2年度から令和6年度までの5年間にわたる各施策・事業を進めていくものです。

##### ◆担当

健康福祉部子ども・高齢者支援室

こども未来課こども福祉係

☎01654③2111

(内線3244)

### 公表と 意見提出



#### 公表の方法

##### ◆名寄市ホームページでの閲覧

URL <http://www.city.nayoro.g.jp/top>

トップページ↓お役立ち↓パブリックコメント

##### ◆指定場所での閲覧

##### 1〜3共通

①市役所(名寄庁舎、風連庁舎、智恵文支所)

②図書館(名寄本館・風連分室)

③北国博物館

④市立大学の情報公開コーナー

⑤市民文化センター

⑥ふうれん地域交流センター

⑦駅前交流プラザ「ちのーな」

#### 3 第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画のみ

- ⑧ 総合福祉センター
- ⑨ 保健センター

#### 意見の提出

##### ◆提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参または郵送・ファックス・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

##### ◆提出期限

1 名寄市債権管理条例 3月4日(水)

2 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略 3月10日(火)

3 第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画 3月12日(木)

##### ◆提出先

◇持参・郵送・ファックス

1〜3共通

〒096-8686

名寄市大通南1丁目1番地

名寄市役所名寄庁舎

1 名寄市債権管理条例・2 名寄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

ち・ひと・しごと創生総合戦略

FAX 01654②5644

3 第2期名寄市子ども・子育て支援事業計画

FAX 01654②2089

◇電子メール

☒ [ny-public@city.nayoro.lg.jp](mailto:ny-public@city.nayoro.lg.jp)